

／草刈りが大変など／

空き家の維持管理でお困りの方 みらい不動産に貸してください!



mirai「空き家“Re”活用」プロジェクト

みらい不動産が物件をお借りして家賃をお支払いします。建物の修繕や管理、事務手続きなどは全て当社で行います。所有者様には固定資産税等の税金以外は原則ご負担いたしません。

家具や家電、その他たくさんの
生活用品が室内に残っていて
「とても貸せないなあ」とお困りの方。
貸付条件によってはそれらの残置物の
撤去をみらい不動産が無償で
請け負います。



一級建築士・宅地建物取引士
代表取締役 関 達彦

活用例

ペットと住める賃貸戸建住宅
民泊活用など



みらい不動産が運営するゲストハウス「ラグナロック」

空き家でお困りならすぐにご連絡ください!



株式会社みらい不動産

宅地建物取引業登録／茨城県知事(1)第7225号

mirai

〒311-1132 茨城県水戸市東前町1220-7

☎029-303-7678

FAX.029-303-7679

みらい不動産

検索

